

令和5年10月時津町農業委員会 議 事 日 程

日時 令和5年10月25日（月曜日）10時～11時

場所 時津町役場第2庁舎4階大会議室南側

1. 開 会（10時）

1. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－42号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－43号）

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1－44号）

日程第5 報告第1号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－34号）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出（受付番号第1－35号）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－36号）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－37号）

報告第5号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－38号）

報告第6号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－41号）

1. 出席委員

○農業委員（9名）

1 番 朝長 克二

2 番 吉川 博美

3 番 坂本 敬治

4 番 小畠 栄一

5 番 欠席

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 濱田 信

9 番 渡辺 洋一

10 番 欠席

11 番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1 番 岳田 稔人

2 番 溝上 直美

3 番 植田 秀之

2. 議事録署名人 9 番 渡辺 洋一

11 番 辻 文美

開 会 10時00分

○議 長

皆さんこんにちは。

それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和5年10月農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人の指名を行います。

議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、9番渡辺委員、11番辻委員を指名いたします。

日程第2、議案第1号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局

1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。

譲受人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、長崎市〇〇、〇〇〇〇、農地は、野田郷〇〇、畑342㎡です。贈与による所有権の移転ですので設定期間は永久です。申請理由は譲受人は新規に耕作を始めるため、譲渡人は体調不良により耕作不可能となったためです。市街化調整区域第2種農地です。譲受人の常時従事者は1名で従事日数は150日、譲受人の経営面積は現在は0㎡です。2ページをお開きください。許可申請書です。譲渡人は81歳、譲受人は42歳です。6ページは位置図、7ページは位置の詳細図です。8ページは現況写真です。9ページ、10ページは営農計画書です。以上です。

○議 長

本件に関し、担当地区の委員からご意見はありませんか。

(溝上委員)

心配していることがある。ここは3年前に譲渡人が権利を取得した土地でその時も高齢であるという懸念事項があった、その後3年ですぐ譲受人に贈与することになった。譲受人が数年後に住宅を建てると言い出さないか。

○事務局 基本的には市街化調整区域に住宅を建てることは農家住宅等に限られる。その際の転用許可は県知事許可ではあるが、町からも意見書を提出することになるため総会で審議することになる。

○議 長 他にありますか。

(辻委員)

50戸連たんの対象にはならないのか、それであれば調整区域内でも家を建てて構わないのでは。

○事務局 この地区は入っていないと思う。

そもそもここは車が入らない場所であるため、建築基準からみても住宅を建てられる場所ではないと思う。

(溝上委員)

農地としてずっと活用していってもらうというのが前提の申請で前回からわずか3年での申請であったためタイミングがよくないかなと思ったのが正直なところ。

○事務局 譲受人に関しては、体調不良となった譲渡人の家族から相談があったため、仲介し譲受人を紹介した。それまでは両者は面識がない。譲受人は農業を行いきちんと農地を管理すると思われます。

○議 長 ほかにご質問、ご意見ありませんか。

(辻委員)

農地の取得の下限面積が撤廃されたことで小さな農地を取得することができるようになったが、今後家庭菜園のために農地を取得するという方が出てくると思う。その場合でも、営農計画、出荷計画を出させるのか。

○事務局 下限面積が撤廃されてから初めての事案になるため一応作ってもらった。農地を取得する人がその面積を耕作するにあたり、持

っている機械の個数で足りるのかどうか等を確認するために営農計画を最初に出していただいている。

（辻委員）

家庭菜園レベルでも出荷計画も出してもらうのか。

○事務局 出荷計画までは必要ないと思うが何を作るかまでは知っておきたい。

○議 長 ほかにご質問、ご意見ありませんか。

ないようでしたら、議案第 1 号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第 1 号は許可することに決定いたします。

次に日程第 3、議案第 2 号と日程第 4、議案第 3 号は関連がありますので、一括して議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 11 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請です。

賃借人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、賃貸人は、時津町〇〇郷〇

〇、〇〇〇〇、農地は、野田郷〇〇、畑 1429㎡です。

設定期間は 10 年です。申請理由は賃借人は規模拡大、賃貸人は高齢による規模縮小です。市街化調整区域第 2 種農地です。賃借人の常時従事者は 2 名で従事日数は合計で 460 日、賃借人の経営面積は現在は 6891㎡です。12 ページをご覧ください。許可申請書です。賃貸人は 86 歳、賃借人は 49 歳です。14 ページは所有する機械や世帯員一覧になります、18 ページは位置図、19 ページは位置の詳細図です。20 ページは現況写真です。

続きまして、21 ページ、議案第 3 号です。同じく農地法第 3 条の規定による許可申請です。議案第 2 号の隣接地となります。

賃借人は同じ方です、賃貸人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、野田郷〇〇、地目畑、地積436㎡です。

設定期間は10年です。申請理由は賃借人は規模拡大、賃貸人は高齢による規模縮小です。市街化調整区域第2種農地です。22ページをご覧ください。許可申請書です。賃貸人は62歳、賃借人は49歳です。29ページは位置図、30ページは現況写真です。以上です。

○議長

本件に関し、担当地区の委員からご意見はありませんか。

(溝上委員)

地区の一番奥に位置しているため道がかなり狭い。賃貸人は別地区に住まわれている方だから駐車場等で近隣の方と揉めないかが心配。駐車場の確保をお願いします。

○事務局

わかりました。連絡します。

○議長

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案第2号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第2号は許可することに決定いたします。

次に議案第3号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第3号は許可することに決定いたします。

日程第5、報告事項が6件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告第1号です。31ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。譲受人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、浜田郷〇〇

番〇、畑69㎡です。譲受人は、駐車場として利用すべく届出を行うものです。届出が到達した日は令和5年9月21日、受理通知日は令和5年9月21日です。市街化区域第3種農地です。現在行われている区画整理区域内で仮換地は〇〇です。32ページをご覧ください。転用届出書です。33ページは位置図、34ページは位置の詳細図です。35ページは現況写真です。

報告第2号です。36ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出です。権利者は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、義務者は、福岡市〇区〇〇、〇〇〇〇、農地は、子々川郷〇〇番〇、畑112㎡です。時効取得を原因とする農地の移転について通知があったものです。通知が到達した日は、令和5年9月21日です。市街化調整区域第2種農地です。37ページをご覧ください。地方法務局からの通知です。38ページは位置図です。39ページ、40ページは現況写真です。

権利者と義務者の関係は親族であり、以前贈与の相談があっていましたが当時は下限面積の規定があったため権利の移転が行えなかった背景があります。

報告第3号です。41ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。譲受人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の共有名義です。譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、浜田郷〇〇番〇、畑178㎡です。譲受人は、住宅用地として利用すべく届出を行うものです。届出が到達した日は令和5年9月27日、受理通知日は令和5年9月28日です。市街化区域第3種農地です。現在行われている区画整理区域内で仮換地は〇〇です。42ページをご覧ください。転用届出書です。45ページからは仮換地の案内

図等になります。50ページからは現況写真です。52ページからは土地利用の平面図です。55ページは仮換地指定通知です。

報告第4号です。56ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。譲受人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、浜田郷〇〇番〇、畑82㎡、浜田郷〇〇番〇、畑215㎡です。譲受人は、住宅用地として利用すべく届出を行うものです。届出が到達した日は令和5年10月6日、受理通知日は令和5年10月10日です。市街化区域第3種農地です。現在行われている区画整理区域内で仮換地は〇〇です。57ページをご覧ください。転用届出書です。58ページからは仮換地の案内図等になります。60ページは土地利用の平面図です。61ページは元々農地があった場所の航空写真です。62ページは仮換地指定通知です。

報告第5号です。63ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。譲受人は、長崎市〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、浜田郷〇〇番〇、畑83㎡、浜田郷〇〇番〇、畑218㎡です。譲受人は、住宅用地として利用すべく届出を行うものです。届出が到達した日は令和5年10月6日、受理通知日は令和5年10月10日です。市街化区域第3種農地です。現在行われている区画整理区域内で仮換地は〇〇です。64ページをご覧ください。転用届出書です。65ページからは仮換地の案内図等になります。67ページは土地利用の平面図です。68ページは元々農地があった場所の航空写真です。69ページは仮換地指定通知です。

報告第6号です。70ページをご覧ください。農地法第5条第1

項第7号の規定による届出です。譲受人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の共有名義です。譲渡人は、時津町〇〇郷〇〇、〇〇〇〇、農地は、日並郷〇〇番〇、畑184㎡です。譲受人は、住宅用地として利用すべく届出を行うものです。届出が到達した日は令和5年10月10日、受理通知日は令和5年10月11日です。市街化区域第3種農地です。71ページをご覧ください。転用届出書です。74ページは位置図、75ページは位置の詳細図です。76ページからは土地利用の平面図です。79ページは現況写真です。以上です。

報告に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、報告を終わります。

○議長 以上をもちまして、10月農業委員会を閉会いたします。次回は11月27日（月）午前10時から場所はこの会議室で行います。

閉 会 11時00分

署名

署名